

# 長崎県立大学学長選考会議規程

〔平成 22 年 7 月 28 日〕  
規程第 11 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき設置する学長選考会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (名称)

第 2 条 学長選考会議の名称は、長崎県立大学学長選考会議とする。

## (職務)

第 3 条 学長選考会議は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の解任に関する事項
- (3) 学長の任期に関する事項
- (4) その他学長の選考等に関し必要な事項

## (組織)

第 4 条 学長選考会議はそれぞれ次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 定款第 17 条第 2 項第 2 号（学長となる副理事長を除く。）、第 3 号及び第 4 号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 5 人
  - (2) 定款第 21 条第 2 項第 2 号から第 6 号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者 5 人
- 2 学長選考会議の委員が学長候補者となったときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。
- 3 前項の規定により第 1 項第 1 号又は第 2 号の委員が欠員となったときは、それぞれ補欠の委員を補充するものとする。

## (任期)

第 5 条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員又は教育研究評議会委員としての任期と同一とし、再任されることができる。

## (議長の職務代理)

第 6 条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第 7 条 学長選考会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、学長選考会議を招集しなければならない。

## (議事)

第 8 条 学長選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、議長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の解任に係る議決は、議長を含む出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(事務)

第9条 学長選考会議の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営等に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。